

改訂の趣旨

- H23に「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」を策定以降、障害者差別解消法の改正など環境が変化する中、高齢者(老眼・白内障等)、障害者(知的等)、子供、外国人を含めた全ての人が、必要な情報を適切に入手できるよう、見やすく分かりやすい情報提供が重要
 - ▶ 色の使い方に加え、文字の大きさやフォント、図表やイラスト等のレイアウト、やさしい日本語の活用等の要素も包含してアップデート

都広報物（ホームページ・案内サイン含む）について情報アクセシビリティ確保の取組を推進するとともに、区市町村や民間事業者へ周知

ガイドラインのポイント

- 1 **見え方などの基礎知識を更新**（色弱者に加え、白内障・緑内障患者、弱視者の見え方も追加）
- 2 **文字やレイアウトなど、対象を広げたことにより必要となる配慮事項を記載**
 - ▶ 色相や背景色との組合せなど色の工夫のほか、文字や記号の併用、図やイラストの挿入、ピクトグラム表記など色以外の工夫を記載
 - ▶ 文字サイズ、書体(フォント)など文字の工夫、行間・文字間・余白、ジャンフ率などレイアウトの工夫などを記載
 - ▶ ふり仮名(ルビ)、難しい言葉の置き換え、やさしい日本語など分かりやすい表現の工夫を記載
 - ▶ 音声コード、音声読み上げソフトなどその他の取組も記載
- 3 **主な対象（高齢者、視覚障害、知的障害、発達障害、肢体不自由、聴覚障害、外国人、子供）別に配慮事項を掲載**

令和6年度の取組と7年度の予定

- 令和6年度：学識経験者、当事者団体、印刷事業者団体等で構成する検討会3回開催し、改訂内容を検討 ⇒ 確定（1月末）冊子の作成・印刷、都ホームページで公開（3月末予定）
- 令和7年度：ガイドラインについて、府内及び区市町村職員向け説明会の実施、事業者連絡会にて周知